

平成31年3月5日 総務文教委員会

教育部学校教育課

議案説明資料

- 1 議案第20号 田川市育英資金条例の一部改正について . . . P 1

議案第20号 田川市育英資金条例の一部改正について

1 改正理由

「田川市附属機関等の設置に関する基準」において、附属機関の委員に市議会議員を選任しないことが示されたことから、田川市育英資金委員会の委員選任の対象から市議会議員を除くものである。

2 改正の内容

- (1) 条文 第4条第4項中から、市議会議員を削る。
- (2) 施行日 公布の日から
- (3) 経過措置 改正後の規定は、新たに任用する者から適用することとし、それまでは改正前の規定を適用する。(次期改選は平成H31年7月)

3 改正による影響及び効果

執行機関の附属機関である田川市育英資金委員会の委員に、議事機関の市議会議員が含まれている状況を改め、執行機関と議事機関の機能及び権限の分立を明確にする。

4 新旧対照表(別紙P2)

○田川市育英資金条例（昭和27年条例第16条）新旧対照表

| 新（改正案） | 旧（現行） |
|--|--|
| <p>(育英資金委員会)</p> <p>第4条 この条例の目的達成に必要な事項を審議するため、田川市育英資金委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問にこたえ、又は意見を具申することができる。</p> <p>3 委員会は、委員9人以内で組織する。</p> <p>4 委員は、教職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の第4条第4項の規定は、この条例の施行日以後新たに委員に任命し、又は委嘱する者から適用し、同日前までに委員に任命し、又は委嘱した者については、なお従前の例による。</p> | <p>(育英資金委員会)</p> <p>第4条 この条例の目的達成に必要な事項を審議するため、田川市育英資金委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問にこたえ、又は意見を具申することができる。</p> <p>3 委員会は、委員9人以内で組織する。</p> <p>4 委員は<u>市議会議員</u>、教職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</p> |

